

# 坂井地区広域連合広報

あわら市と坂井市の架け橋となって



▲策定委員会 奥西副委員長(左)・金委員長(中央)  
池田広域連合長(右)



## CONTENT

介護保険料について	2~3
議員視察研修・一般質問	4
第78回広域連合議会定例会 一般質問	5
令和6年度 当初予算	6
事業所支援研修・介護の仕事出前講座	7
広域連合NEWS	8

2月7日に第9期介護保険事業計画の答申を行いました。

計画の基本理念は、“誰もが自分らしく、生きがいや楽しみを持って暮らせる『支え合い・助け合い』のまちづくり”です。

# 65歳以上の方の介護保険料の基準月額が6,200円になりました

## ● みんなで支える介護保険

介護保険は、加齢による病気などによって必要とされる介護を、社会全体で支える制度で、その費用は、40歳以上の方の保険料と公費（税金）で賄われています。

その中でも65歳以上の方の介護保険料は、3年ごとに見直しが行われ、令和6年度から令和8年度までの介護保険料は、下記のとおりです。

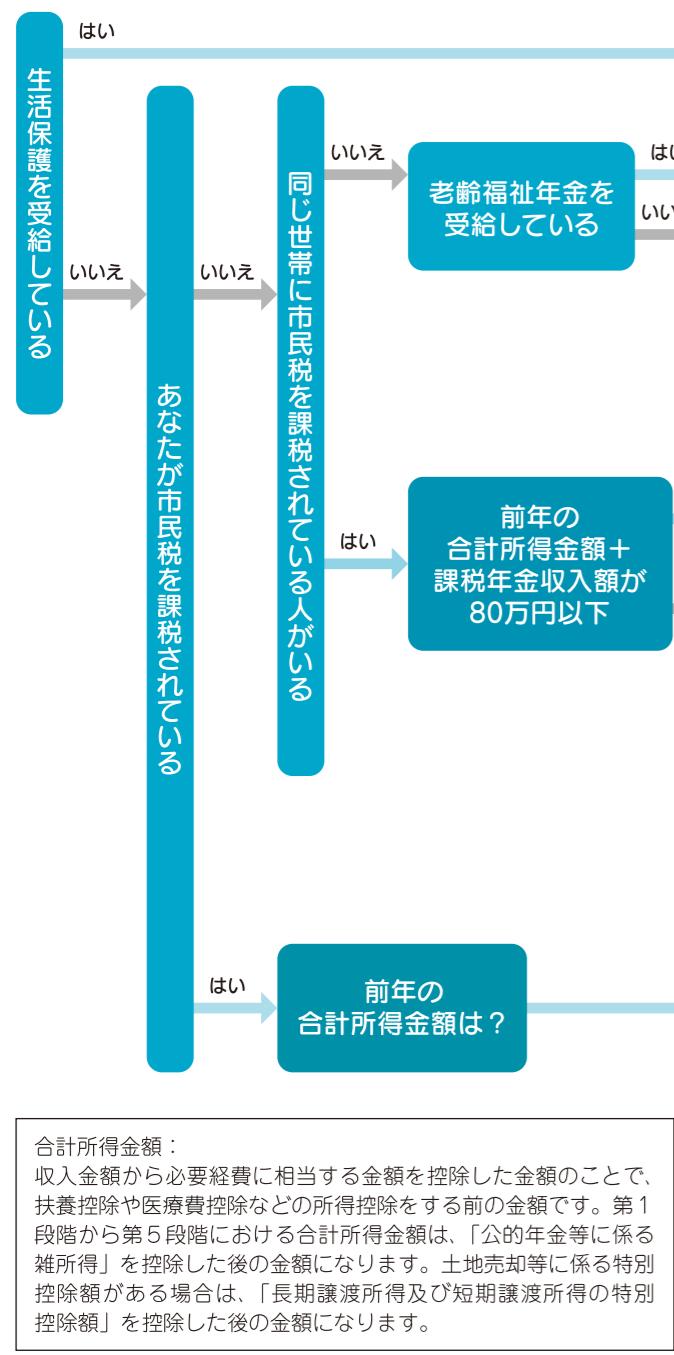
みなさんに納付していただく保険料は、介護保険を運営するための大切な財源です。介護サービスが必要になったときに、安心してサービスが利用できるよう、ご協力をお願いします。

## ● 介護保険料の決め方

基準額の設定 令和6年度から令和8年度までの3年間の介護保険サービスにかかる費用などの見込額とともに、坂井地区内の65歳以上の人数で割って、保険料の基準となる額を算出します。

$$\begin{array}{c} \text{坂井地区の介護保険} \\ \text{サービスにかかる費用} \\ \text{約344億円} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{65歳以上の人々} \\ \text{負担割合} \\ \text{約23\%} \end{array} \div \begin{array}{c} \text{坂井地区内の} \\ \text{65歳以上の人数(3年間)} \\ \text{約10.7万人} \end{array} = \begin{array}{c} \text{基準額(年額)} \\ \text{74,400円} \end{array}$$

所得段階別保険料 保険料額は、この基準額をもとに、本人と世帯の課税状況や所得状況に応じた所得段階により、個人ごとに決定します。



お問い合わせ先 坂井地区広域連合 介護保険課 ☎ 0776-91-3309

## ● 65歳以上の方の介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	年間保険料
本人が 市民税非課税	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税者であつて老齢福祉年金受給者 「合計所得金額と課税年金収入額の合計 が80万円以下(年間)」を満たす人	0.455 ↓ (公費負担) 0.285*1	21,200円*2
	同じ世帯に いる人全員が 市民税非課税 「合計所得金額と課税年金収入額の合計 が80万円を超えて120万円以下(年間)」を 満たす人	0.65 ↓ (公費負担) 0.45*1	33,480円
	上記に該当しない人	0.690 ↓ (公費負担) 0.685*1	50,960円*2
	同じ世帯に 市民税課税者 がいる人 「合計所得金額と課税年金収入額の合計 が80万円以下(年間)」を満たす人	0.90	66,960円
	上記に該当しない人	1.00 (基準額)	74,400円 6,200円(月額)
本人の合計 所得金額が	80万円未満の人	1.10	81,840円
	80万円以上120万円未満の人	1.20	89,280円
	120万円以上210万円未満の人	1.30	96,720円
	210万円以上320万円未満の人	1.50	111,600円
	320万円以上420万円未満の人	1.70	126,480円
	420万円以上520万円未満の人	1.90	141,360円
	520万円以上620万円未満の人	2.10	156,240円
	620万円以上720万円未満の人	2.30	171,120円
	720万円以上800万円未満の人	2.40	178,560円
	800万円以上の人	2.50	186,000円

\*1 第1～3段階は、公費（国・県・市の負担）投入により保険料率を引き下げ。  
\*2 10円未満切捨て。

## 第78回広域連合議会定例会

第78回広域連合議会定例会が2月19日（月）に開催されました。今回は、6議案等が上程され、いずれも原案のとおり可決されました。また3名の方が一般質問を行いました。

### 上程議案

- 令和5年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 令和5年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 令和6年度坂井地区広域連合一般会計予算
- 令和6年度坂井地区広域連合介護保険特別会計予算
- 令和6年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計予算
- 坂井地区広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について



### 一般質問



畠野 麻美子 議員

能登半島地震から、  
高齢者施設の課題と  
今後の対策を検討すべき

問 災害時の高齢者施設における課題をどのように捉えているか。

答 施設の形態によって様々な課題がある。例えば、職員の人員不足から高齢者のケアがいき届かない状況が長期化することによる身体機能の低下や、介護職員自身の心身に及ぶストレスといった課題により、介護サービスの提供が困難になると、生活面、健康面、そして生命維持にも支障をきたす事態となる。

他の場所へ避難する場合には、介護度の高い高齢者の移送面の困難さ、移送先の新しい環境に適応できることでの認知症等の症状の悪化なども

考えられる。

広域連合としては、平常時から災害時の高齢者施設における課題について、構成市や介護事業者などと情報共有し、協議していく。

問 地震から10日以上経っても断水が続いている。  
防災井戸の設置なども必要と考えるが、いかがか。

答 代替給水によるものとして備蓄、給水車、ブルーの水、井戸水などの活用を図ることとされている。広域連合としては、災害時における断水等、有事の際には、迅速に給水車等が派遣できるよう日頃から構成市と連携し、体制を整えていく。

問 応援の介護職員を被災した施設に派遣するなど、  
災害対策を検討すべき。

答 福井県からは1月末までに15人が派遣されている。広域連合としては、県からの事務連絡に対し、介護保険施設と円滑な情報伝達ができるよう努めていく。



室谷 陽一郎 議員

介護保険事業計画の柱  
「地域支援事業」の充実を！

問 「短期集中予防サービスC型事業」を、どのような手順で積極的な支援を行うのか。また、その具体的目標と成果についてはどうか。

答 この事業は、生活行為に支障のある高齢者を対象に、リハビリ専門職が集中的に関わり、生活機能を回復させ、自立した生活を継続することを目的としている。

まず、この事業の目的や目指すところについて、構成市や関係機関と共に理解を図り、現状の課題について共有していく。例えばスクリーニングの方法も含めて、対象者の選定方法などを協議する場を設けていく。

次に、利用者数目標指数を、あわら市25人、坂井市70人とし、その内の回復を達成した人の割合を50%とすることを目標とする。長期的な成果として、要支援・要介護認定者数が推計値よりも低くなることを目指していく。

問 認知症高齢者への支援について、具体的にどのように推進事業を行うのか。

答 構成市では、認知症の進行状況に応じて、どのようなサービスや支援を利用できるかをまとめた認知症ケアパスというガイドブックを作成し取り組んでいる。広域連合も連携して、認知症ケアパスの普及啓発を推進していく。

また、介護保険事業者ネットワークさかいと協力して、介護従事者向けの認知症セミナーを定期的に開催している。認知症になった後でも安心して坂井地区で介護サービスが利用できる体制を推進していく。



11月14日・15日

## 坂井地区広域連合議会議員視察研修

兵庫県尼崎市役所、奈良県生駒市役所において、地域包括ケアシステムの取り組みについて視察研修を行いました。

尼崎市では要支援、生駒市では認知症に特化した地域ケア会議を実施しており、それぞれの地域にあるいくつもの課題に対する熱心な取り組みについて、学ばせていただきました。

今回の研修は大変に有意義であり、今後の坂井地区の業務実施等において参考にしていきたいと考えています。



永井 純一 議員

安心な介護のため  
介護人材・待遇改善を！

問 国では、24年、25年度に賃上げを予定している。  
介護従事者に引き上げ分が直接反映できるよう対応することを望むが見解を伺う。

答 賃金向上、職場環境の改善に係る財政措置について、順次増額が図られてきた。令和6年2月からは、介護職員の収入を月額平均6,000円相当を引き上げるための待遇改善支援補助金が創設された。待遇改善制度で得た加算は、その全額を介護従事者の賃金改善に充てる必要があり、確実に履行されるよう確認を行う。

問 介護従事者が結婚・子育てしやすい環境整備について、男女共に長期の育児休業や職場復帰が容

易に出来るよう推進してほしいが見解を伺う。

答 医療介護分野の育児休業取得者の割合は、女性89.5%、男性26.0%で、他の業種と比較すると男女ともに平均より高い。しかし、長期の育児休業取得の場合、代替要員の確保など課題もある。広域連合として運営指導などの機会に、結婚・子育てしやすい環境を含めた労働環境の整備について、現状把握に努めるとともに、国や県の助成制度の情報提供をする。また、相談に応じるなど仕事と子育ての両立支援に努める。

問 介護従事者の負担軽減のため、パートの介護助手の確保をさらに推進してほしいが見解を伺う。

答 県社会福祉協議会が実施する、「ちょこっと就労事業」において、坂井地区では令和6年2月現在、8事業所15業務がちょこっと就労募集施設として登録されており、30人の募集に対し15人の雇用が決定している。地域の元気な高齢者に介護助手の役割を担ってもらうことは、雇用機会の確保、社会参加、健康づくりの効果も期待できる。

## ケアマネジャースキルアップ研修会 介護保険事業所支援研修会を開催

10月16日（月）、17日（火）の2日間、霞の郷多目的ホールにおいて、坂井地区内の介護保険事業所でケアマネジャーや計画作成担当者として従事している方を対象に、利用者の望む暮らしの実現につながる支援のあり方を学ぶことを目的とした研修会を開催しました。令和元年度以来の集合形式での研修会には、2日間合計で113名の方にご参加いただきました。

研修では、その人らしさ・個別性を大切にしたケアマネジメントを行うために、利用者の生活歴や生活習慣を元にしたニーズを導き出す方法、また利用者の望む暮らしの実現に向けた生活目標の設定のポイントについて学びました。

高齢になっても、介護が必要な状態になっても、住み慣れた自宅や地域でその人らしく生活していくよう、今後も坂井地区内のケアマネジャーや介護保険事業所が利用者の自立支援と尊厳の保持を図るケアマネジメントが行えるよう支援を行っていきます。



## 介護の仕事出前講座～中学校編～

現職の介護職の方が講師となり、介護の仕事の魅力・やりがいを理解してもらうことを目的に、今年度は2つの学校を訪問して講義を行いました。講義の中では、高齢者模擬体験や認知症予防レクリエーションなどもあり、中学生の皆さんは真剣な様子で参加されていました。

将来の進路選択をする際の参考にしていただけるよう、今後も継続して実施していく予定です。

**日時** 令和6年1月31日（水）  
**場所** 三国中学校  
**対象** 1年生166名中、希望者 37名

**日時** 令和6年2月1日（木）  
**場所** 坂井中学校  
**対象** 1年生117名

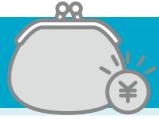
\*写真は三国中学校での出前講座の様子です



**高齢者模擬体験**  
特殊なメガネ、手袋、重りの入ったベストなどを着用し、加齢による身体的な変化を模擬体験しています。



## 令和6年度 当初予算

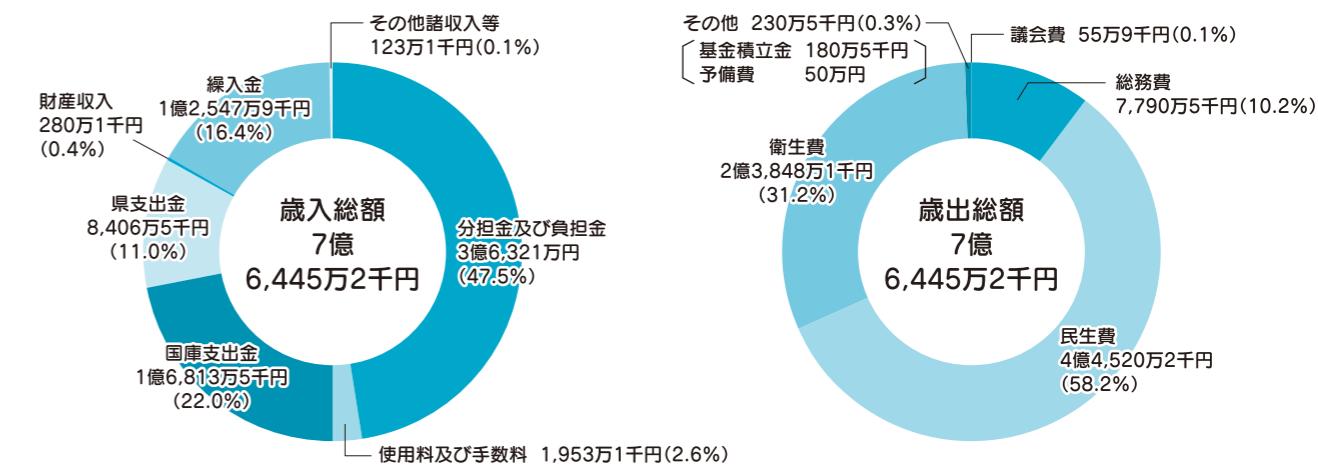


予算総額125億3,827万9千円

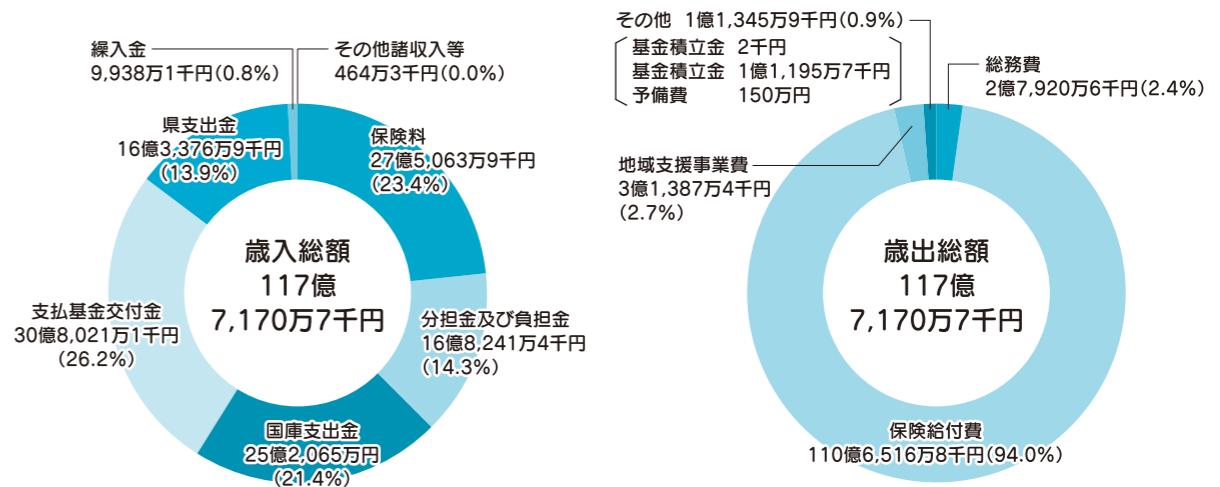
坂井地区広域連合の令和6年度当初予算の概要をお知らせします。

※1 金額は原則千円未満を四捨五入しています。 ※2 比率は小数点第2位以下を四捨五入しています。

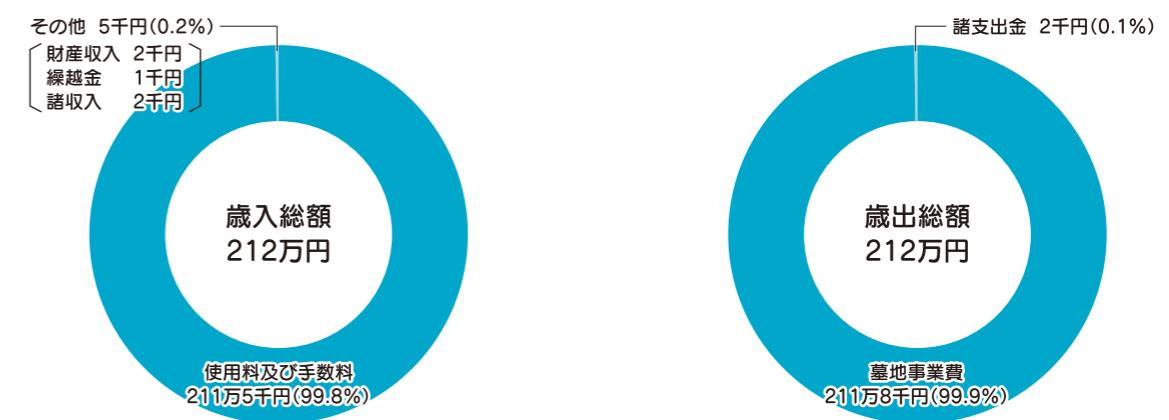
### 一般会計 総額7億6,445万2千円



### 介護保険特別会計 総額117億7,170万7千円



### 代官山墓地特別会計 総額212万円



## 汲み取り式トイレなどの清掃業者が変わります

令和6年度から汲み取り式トイレや浄化槽の清掃業者の一部が変更となりました。予約を行う際は、左記の表のとおりご連絡ください。ご理解とご協力をお願いします。

### ◆変更日

4月1日（月）

### ◆変更地域

坂井市丸岡町・春江町

### ◆予約先

※株相互環境公社、(有)丸岡環境社は令和6年3月31日で業務を終了しました。

### 《汲み取り式トイレの清掃》

地域	会社名	電話番号
丸岡町	ヤスダ(有)	0776-66-5081
	栄衛生社	0776-66-2116
春江町	福井環境事業(株)	0776-36-4463

### 《浄化槽の清掃》

地域	会社名	電話番号
丸岡町	ヤスダ(有)	0776-66-5081
	栄衛生社	0776-66-2116
	福井環境事業(株)	0776-36-4463
春江町	福井環境事業(株)	0776-36-4463

お問い合わせ先

坂井地区広域連合 総務課  
☎ 0776-91-3308

## 代官山墓地の使用者を募集します！

### 代官山墓地とは？

坂井市三国町池上にある緑で囲まれた静かな場所で、車通りも少なく、区画と区画の間も十分なスペースがある墓地公園です。

### ◆使用許可の要件

- 1 あわら市、坂井市にお住まいの人
- 2 あわら市、坂井市に本籍または墓地のある人

### ◆申請に必要なもの

- 本籍入りの住民票抄本
- 使用料等（後日納付可）

### ◆使用料と維持費

※ 使用許可の要件2に該当する人は、この使用料、維持費が下記の2割増となります。

※ 使用料は、永代使用料です。

※ 維持費については、永代ではありません。条例などの変更により納めさせていただくことがあります。

### ◆使用許可証の使用者および住所などの確認をお願いします！

墓地の使用者名や住所などに変更があるとき、墓地の使用許可証を紛失したときは、届け出が必要となります。詳しくは、坂井地区広域連合へお問い合わせください。

お問い合わせ先

坂井地区広域連合 総務課  
☎ 0776-91-3307

春になり、例年であれば外出する機会を増やしたいのですが、ついに花粉症デビューしてしまったようで、今年からは注意しながら行き先を決める必要がありそうです。今回の広報では、介護保険事業計画で決定した介護保険料について掲載しています。この広報が介護保険について知る機会になれば幸いです。（栗）

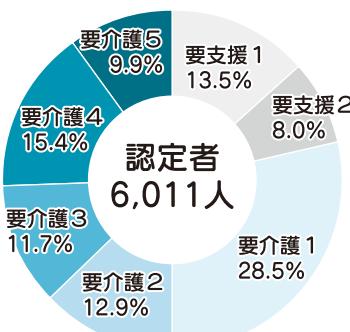
### 編集後記

編集・発行

坂井地区広域連合

〒919-0526 福井県坂井市坂井町上兵庫40-15 TEL.0776-72-3305 FAX.0776-72-3306  
<http://www.kouiki.sakai.fukui.jp>

## 要介護等認定者数の状況



	あわら市	坂井市	計
要支援1	212(+19)	597(-16)	809(+3)
要支援2	123(+12)	356(+42)	479(+54)
要介護1	419(-50)	1,296(+36)	1,715(-14)
要介護2	198(+2)	580(-24)	778(-22)
要介護3	195(+24)	511(+9)	706(+33)
要介護4	238(-1)	690(-5)	928(-6)
要介護5	151(-12)	445(+4)	596(-8)
計	1,536(-6)	4,475(+46)	6,011(+40)

( )内は前年同月比(令和6年1月末)